

民法改正による成年年齢引き下げ後の成人式について

このことについて、令和4年4月1日施行の民法の一部を改正する法律により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、令和4年度（令和5年）以降の成人式については、下記のとおり、20歳の方を対象に実施します。

記

- 1 対象年齢
開催年度において20歳を迎える方
- 2 式典名称
武蔵村山市「20歳を祝う会」
- 3 開催時期
毎年1月の成人の日を開催